

北海道旧土人保護法の成立と変遷の概要

百瀬 響

はじめに

北海道旧土人保護法は一八九九（明治32）年3月2日に公布され、翌4月に北海道内のアイヌ住民を対象として施行された法律である。その後5回の改正を経て、現在も現行法として一定の効力を持つ。北海道旧土人保護法（以下、便宜上「旧土法」と略記する）に関しては、すでに成立当初に保護の内容や実施上の問題点が指摘されてきたことにも^①、一九三〇年代以降、「旧土人」という名称の変更案や存廃論が行政、アイヌ双方から提出されている。近年では第4次中曾根内閣時に議員立法案として旧土法の名称変更法案が提出され、議論される一方、北海道庁、道議会、（社）北海道ウタリ協会によって「アイヌ民族のための法

律（案）」が政府に提出されるなど、様々な動きがみられる。^②

旧土法の研究は、これまで実に様々な分野でなされ、その問題点が指摘されてきた。^③ 大別するとその問題点とは、アイヌの救済という形を取りながらも、旧土法が、実はアイヌの農耕民化と同化を押し進める手段であったこと、さらに旧土法の適切な施行がなされず、それが救済策の役割をあまり担わなかったこと、そして、「旧土人」という名称のもとに「保護」および差別の対象となるような集団を行政が粹決めし、そのため新たな価値観や不利な経済的狀態が固定化され、かつ現在に至るまでそれが存続されてきたという点にあるであろう。

ところが、国内のアイヌ史研究、それも「とりわけ近代史の研究が『旧土人保護法』制定以前ないしはその前後の時期にほぼ集中している」という指摘がすでになされ、

研究者の責任も問われて久しいにもかかわらず、旧土法の成立以降の状況については、ほとんど言及の域を出ないというのが現状である。このことは歴史学のみにとどまらず、地理学・文化人類学など、多くの研究分野でも同様であると言えるであろう。

本稿では旧土法の成立から、5度の改正を経て現在に至るまでを、行政資料を中心に概観することによって、これまでの対アイヌ政策における旧土法の位置付けに資するものとした。

註

(1) 例えば、「土人保護法案に就て（上野正氏談）」（一八九九年二月三日付『北海道毎日新聞』記事）、（社）北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会編、一九八九年、『アイヌ史』資料編4、（社）北海道ウタリ協会、七三四〜七三七頁。

(2) 壬申戸籍（一八七二年）によってアイヌは平民籍に編入されるが（海保洋子、一九九二年、『近代北方史—アイヌ民族と女性と』、三一書房、一九頁）、一八七八年の開拓史第22号達によって、「諸取調者等区別相立候補ノ称呼」として「旧土人」が用いられることとなった。

(3) 旭川人権擁護委員連合会、一九七一年、『コタンの痕跡—アイヌ人権史の一断面』（非売品）。

(4) 一九八六年、第108回国会において「北海道ウタリ保護法」への名称変更や条文中の「旧土人」を「ウタリ」に変更する

ことが、「北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案」によって提案されたが、（社）北海道ウタリ協会などの反対により廃案とされた。

(5) 年表参照。（社）北海道ウタリ協会は、一九三〇年に結成された「北海道アイヌ協会」に部分的に由来する。一九四六年に社団法人化された（社）北海道アイヌ協会が、一九六〇年に再建され、翌年現在の名称に変更された。その活動内容は「国や道の福祉対策に対応する」ことをはじめ、「北海道旧土人保護法」に代わる新法」の制定要請、『北方領土運動』へのアイヌの立場からの声明、「北海道大学医学部に集められた人骨の返還交渉」、資料館建設、アイヌ史の編纂など、多岐にわたり（社）北海道ウタリ協会編、一九八八年、『アイヌ民族の自立への道』、七頁、五五頁）、一九九三年には「国際先住民年記念事業」を行なった。一九七四年、事務局が北海道庁民生部より独立し、現在は「北海道立ウタリ総合センター」内に設置されている。運営は理事長以下、選出された三〇名程度の理事によって、会員費と北海道費などより運営され、一九九四年度の生活福祉部所管の予算から約九億二千万円が支出される予定である（北海道、一九九五年、『一九九四年度 北海道庁生活福祉部事業計画書』、一五四頁）。会員世帯数は四二〇一世帯、一六〇〇九人（内、会員は四二〇一人、一九九四年六月三日現在）である（ちなみに北海道庁生活福祉部の調査によれば、一九九三年現在、北海道内のアイヌの世帯、人口数は——把握された限りでは——、各七三二八世帯、二三八三〇人である。北海道生活福祉部編、一九九四年、『平成5年 北海道ウタリ生活実態調査報告書』、

北海道旧土人保護法の成立と変遷の概要（百瀬）

二頁。

- (6) 榎森進、一九八七年、『アイヌの歴史——北海道の人びと』(2)『日本民衆の歴史 地域編8、三省堂。海保洋子、前掲書。河野本道、一九八六年、『北海道旧土人保護法』とその歴史的背景』、アンケート検討委員会編、『札幌市立学校教員(幼・小・中・高)のアイヌに関するアンケート——集計結果とその分析』アイヌの歴史・文化等に関する史料2、札幌市教育委員会、七三〇九七頁。小川正人、一九九三年、『アイヌ教育制度』の廃止——『旧土人児童教育規程』廃止と一九三七年『北海道旧土人保護法』改正』、『北海道大学教育学部紀要』第61号、三七頁〜七九頁。高木博志、一九九三年、『ファシズム期、アイヌ民族の同化論』、赤沢史朗、北河賢三編、『文化とファシズム』、日本経済評論社、二四七〜二八三頁。高倉新一郎、一九七二年、『新版アイヌ政策史』、三一書房。富田虎雄、一九八九年、『北海道旧土人保護法とドーズ法——比較的研究の試み』、『札幌学院大学人文学会紀要』第45号、五〜二頁および一九九〇年『北海道旧土人保護法とドーズ法——ジョン・バチュエラ、白仁武、パラピタ、サントロッテ』、『札幌学院大学人文学会紀要』第48号、一〜二二頁。
- (7) 榎森、前掲書、二二六頁など。
- (8) 旧土法の改正については海保、前掲書および高木、前掲書が一部論じているが、旧土法の成立・改正から現代に至るまでの範囲を対象としている研究は、(社)北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会編の『アイヌ史』資料編1〜5巻(以下、『アイヌ史』1、2…と記述する)の資料集のほか、河野、

一九八六年、前掲書、および一九八七年、『北海道旧土人保護法に関する諸問題』、『昭和62年度 アイヌ民族文化財学芸職員等研修会「アイヌ文化セミナー」講義録』、一五〇〜二二頁および二二一〜二二五頁がある程度である。

1 旧土法成立の背景

(1) 北海道「開拓」とアイヌ

明治期における北海道の行政機関は、開拓使(一八六九〜一八八二年)、三稟一局(一八八二〜一八八六年)、そして北海道庁(一八八六年から現在に至る)と三度改変されている。行政機関の改変とともに、政策もまた変化されている。行政機関が一貫して押し進めたのが北海道「開拓」であった。旧土法との比較の意味からも、ここでは開拓政策の中でも特に土地政策を中心として、アイヌの「保護」が行政などによって講じられるようになった背景を概観する。

表1は、一八六九年から旧土法の前後にかけて制定された土地法の概要を示したものである。まず、それらの土地法には一世帯、あるいは一人あたりの土地付与限度面積、開墾期限などの制限事項や、免税期間がみられるが、制限の内容にはかなりの相違がある。特に「北海道土地払下規

表1 主な土地制度の概要（単位：坪，町歩）

史苑（第五五卷一号）

制度名	期間	割渡内容		条件など
		売下	貸付 付与	
北海道土地 売貸規則	1872 ～1886	1人10万坪以内		10年間除租，外国人への売渡等禁止， 例外：採鮎漁労等，工業地等への土地 付与など
旧土人救済 方法（札幌 県）	1885 ～1890		1戸1町歩 以上（約3千坪）	15年間除租，初年度2段歩開墾，農具・ 種子給与（対象：農耕予定地）
北海道土地 払下規則	1886 ～1896	1人10万坪以内		10年間除租，初年度，開墾等未遂行の 場合は没収譲渡不可
屯田兵土地 給与規則	1890 ～1906		約1戸1万 5千坪	30年間除租，30年以上未開墾地没収， 譲渡・質入等禁止，共有財産地付与（1 戸1万5千坪），5千坪増給など
北海道国有 未開地処分 法（旧）	1897 ～1934	開墾地 1人150万坪 牧畜地 1人250万坪 植林地 1人200万坪 以内		民有化翌年から20年間除租，無償貸付 10年，有償貸付15年など，開墾等成功 後付与，貸付期間後の以內未開墾地等 没収，譲渡等行政庁指定を要するなど
北海道旧土 人保護法	1899 ～現在		1戸1万5千 坪以内	30年除租，15年以上未開墾地没収，譲 渡禁止・物件設定不可（譲渡の場合は 北海道庁長官の許可）
北海道国有 未開地処分 法（新）	1908 ～1940	耕作地 1人5百町歩（約150万坪） 牧畜地 1人8百町歩（約250万坪） 植林地 1人8百町歩 特定地 1人10町歩（約3万坪） その他 1人10町歩 以内		民有化翌年から10年間除租，無償貸付 10年，有償貸付15年など，開墾等成功 後付与，譲渡等行政許可を要する， 耕作に限り特定地設置・成功後付与な ど。他，新法・旧法ともに，売払に関 する事項・天災に関する配慮などの事 項がある

（注）出典 北海道編，1885年，『開拓使事業報告付録布令類聚』上編（1984年復刻版）。河野本道編，1981年，『対アイヌ政策法規類集』，北海道出版企画センター。森岡武雄・小野寺正巳編著，1987年，『学習資料北海道近代のあゆみ—民衆の歴史を学ぶ』第3版，空知民衆史講座。特に北海道国有未開地処分法（新）の（ ）内の単位変換は，森岡・小野寺編著，同上書，33頁による。

表2 土地制度別貸付等地積一覧（単位：町）

制定年	適用制度名	期間(年)	事由	土地面積
1872	北海道土地売貸規則	1872 ～1886	売貸 下与	29,240 11,120 7,767
1886	北海道土地払下規則	1886 ～1896	売貸 返	21,523 405,312 109,194
1892	北海道国有未開地 処分法（旧）	1897 ～1934	売貸 付与 返取	1,058 1,425,483 1,002,122 497,212 197,444
1908	北海道国有未開地 処分法（新）	1908 ～1940	第二條 売取 第三條 貸付 返取 第四條 付与	1,513,839 317,577 404,793 205,320 32,124 132,708 6,384

[河野本道氏作成]

(注) 出典 北海道編, 1918年, 『新北海道史』第9巻(1980年復刻版)。

則」および「北海道国有未開地処分法」は「富民政策」に基づき、大土地所有を可能にする法的根拠を与えたものであり、実際に「この二つの規則を通じて、ほとんど国有未開地がなくなつて」しまつたといふ(表2参照)。内容について、最も旧土法との類似がみられるのは、「屯田兵土地供与規則」であるとの指摘があるが、双方の関連性については明らかにされていない。

さて、土地制度の中でアイヌに関する事項がみられるのは一八七二年の「地所規則」および一八八二年の「北海道地券発行条例」であるが、とくに後者によつてアイヌの居住していた土地が官有地に組みこまれることとなつた。このような土地の割渡しがなされる一方で、北海道に定住する和人の人口は漸次増加していき(表3)、やがてアイヌは北海道においても「少数者」としての位置付けがなされるようになった。

(2) 旧土法以前の保護策とその意図

近代以降のアイヌの窮乏化は、北海道への移民の増加による天然資源の減少、および早魃・水害・雪害・蝗害などの災害と、それに伴う食料の減少、「内地」より持込まれた新たな流行病の蔓延、さらに貨幣経済に組込まれることによる下層階級化などによつて、生起した。このことは単

に和人—アイヌの、支配—被支配関係としてとらえるのみではなく、日本の近代社会化の一過程として、当時の社会・政治状況とともに考察されるべきであろう。

第13回帝国議会に提出された「北海道旧土人保護法案理由書」には、保護法の必要性が以下のように述べられている。

「古來特テ以テ其生命ヲ託セル自然ノ利澤ハ漸次内地移民ノ為ニ占領セラレ日ニ其活路ヲ失ヒ空ク凍餒ヲ待ツノ外為ス所無キノ觀アリ是レ蓋シ所謂優勝劣敗ノ理勢ニシテ復タ之ヲ如何トモスル能ハサル歎然リト雖彼亦均ク我皇ノ赤子ナリ而シテ今ヤ斯ノ如キノ悲境ニ沈淪セルヲ目撃シテ之ヲ顧サルハ亦忍フ可キニ非サルナリ則チ之カ救済ノ方法ヲ設ケ其災厄ヲ除キ其窮乏ヲ恤ミ以テ之ヲシテ適當ノ産業ニ依リ其生ヲ保チ其家ヲ成スヲ得サシムルハ洵ニ國家ノ義務ニシテ一視同仁ノ叡智ニ副フ所以ナリト信ス」

この「理由書」からは、従来指摘されているような、旧土法が「適當ノ産業ニ依リ其生ヲ保」つための授産と、「我皇ノ赤子」、「一視同仁」などの表現に見られるように、同じ「日本人」としてのアイヌの同化を目的としていることが読み取れるであろう。しかし旧土法制定以前の保護策や法案をみると、「保護」の意図は他にも想定することが可能である。

一九七三(明治16)年には、すでに当時の行政機関(根室県、札幌県)によって、勸農と教育を中心とする保護政策がアイヌに対して取られている。その背景には「今ニシテ之レガ救済ノ方法ヲ設ケサレバ、他日実ニ凍餒餓死數万ノ人民絶滅ニ至ルモ亦知ル可ラス」というような状況があったが、同時にアイヌを農民化することによって「保護」し、さらに開拓の一翼を担わせるという「一挙ニシテ兩得」の提案がなされ、さらに、「習俗」を変化させることによつて、「一般人民ト開化ノ度ヲ同フスルニ至ル」ための、教育による同化の方向も示されている。⁶⁾

また一九八三年に第5回帝国議会に提出された「北海道土人保護法案」において、「本案は事甚だ小なる問題の如くでありますけれども、是は重大な問題である…(中略)…即ち、(日本人民は—筆者補筆)東洋の君主國の民であると云ふ事実を今日に於て現はさうと云ふ目的で此の案を出したのである」と提出者の加藤政之助が論じているように、⁷⁾対外国向けに国内の制度を整えるという意図もあつたと考えられる。⁸⁾

上記の問題を論証するには、今後さらなる史料研究が必要とされるであろうが、このようなアイヌの「保護」については従来指摘にあるような、自営農民化や同化(による日本国内の制度への組み込み)の意図に加え、対外的な対

表3 アイヌ人口の推移と全道に占める割合
(単位：人，%)

年度	アイヌ人口 (A)	全道人口 (B)	比率 (A/B)
1873	16,272	111,196	14.6
1878	17,908	191,172	8.9
1883	17,232	239,632	7.2
1888	17,062	354,821	4.8
1893	17,280	559,959	3.1
1898	17,573	853,239	2.1
1903	17,783	1,072,280	1.7
1908	18,017	1,446,313	1.2
1913	18,543	1,803,181	1.0
1918	17,619	2,167,356	0.8
1923	15,272	2,401,056	0.6
1926	15,247	2,437,110	0.6
1931	15,969	2,746,042	0.6
1936	16,519	3,060,577	0.5

(注) 森岡武雄・小野寺正巳編著、1987年、『学習資料北海道近代のあゆみ—民衆の歴史を学ぶ』第3版、空知民衆史講座所収の「北海道在住アイヌ人口・人口の推移と全道に占める割合」(19頁)から、人口の部分のみを取り出した。
出典 北海道編、1918年、『新北海道史』第9巻。

一面を保つという意図も含まれていたことが想定されるであろう。

- 註
- (1) 函館・札幌・根室の三県と東京の農商務省北海道事業管理局に北海道行政が分割された。
 - (2) 永井秀夫、一九八三年、「北海道開拓政策の転換」、関秀志編、『北海道の研究』5、清文堂、三七〜六五頁など。
 - (3) 河野、一九八六年、前掲書、七六頁。
 - (4) 河野、同上書および富田、一九八九年・一九九〇年前掲書。
 - (5) 北海道地券発行条例によってアイヌの土地は官有地第三種

に組込まれた。

- (6) ウタリ問題懇話会、一九八八年、『アイヌ民族に関する新法問題に関して—資料編』、北海道民生部総務課ウタリ福祉係、六頁より抜粋。

- (7) 阿部正己編、一九八三年、「旧土人救済ノ義ニ付伺」『札幌県旧土人沿革調査』、河野本道編、『アイヌ史資料集(第2期)』第4巻、阿部正己文庫編(1)所収、北海道出版企画センター、九〜一〇頁。

- (8) 同上書、一一頁。

- (9) 『アイヌ史』3、三八頁。

- (10) 富田、一九八九年、前掲書、一五頁など。実際に旧土法成立と同年に不平等条約が改正されている。また朝鮮、台湾などの植民地政策と、国内の対アイヌ政策の場合や、沖縄県においてとられた政策との類似が指摘されてきたが、それらとの関係について明らかにすることは、今後の課題となるであろう。

2 旧土法の内容

旧土法は、「当時問題とされた土地、授産、救済、医療、教育、共有財産の管理などの問題について、政府としては明治維新以降はじめて、その一定の方策を示した」法律であり、第一条から第十三条(うち第一二条および第一三条は付則)よりなる。本稿ではその内容を、特に(1)土地

の付与を含む勸業（勸農）、（2）教育、（3）生活などの保護に関する条項と、（4）共有財産の管理などの項目に分類して、簡潔に示す。また必要なものについては関連法規を記し、また、一部施行後の結果を記した。なお、旧土法の条文は資料2に全文を記した。

（1）勸業に関する条項〔第一―第四条〕

土地の付与については第一条から第三条に、農具・種子の補助は第四条に定められている。特に第一条から第三条は、現行法として残っている部分があり、そのため旧土法に関する議論の中で最も重要視されてきた部分でもある。

その内容について記すと、付与される土地の面積については「一戸ニツキ：一万五千坪以内」であり、この土地が「無償下付」されるためには農業地として使用すること（第一条）、および十五年以内の開墾が条件とされ、さらにこの期限内に開墾されなかった場合には没収することが規定されている（第三条）。

第二条においては付与地の制限が定められている。付与地は相続以外の譲渡が禁止されるほか（第一項）、質権、抵当権、地上権、永小作権の設定ができず（第二項）、また留置権、先取特権の目的となることもない（第四項）。さらに地役権の設定には道庁長官の許可を必要とするなど

（第三項）、その制限は相続権、所有権、物権などの民法上の諸権利におよぶ。一方でこれらの土地は三十年間免税の対象となるが、アイヌが旧土法以前にすでに取得していた土地に対しても、譲渡や物権の設定には道庁長官の許可を必要とする。以上の土地の制限事項については、第13回帝國議会の審議において、アイヌの開墾地または付与地が「内地人」に「奪はれると云ふ例しは往々」にしてあるので^⑤、「少し所有権の侵害に当る」ようだが、「是だけの制限をしなければ彼等の所有権を十分に保護することが出来ぬ」と述べられているように、付与地の散逸を防ぐことに制限の意図があった^⑥。

第四条では「貧困ナル者」への農具・種子の付与が定められている。対象者をアイヌの中でも「貧困ナル者」と規定しているものでは他に第七条があるが、これは法案提出の時点では、「生活の材料に供する財産を持たないもの」^⑦で、アイヌ全世帯の四分の一以内と想定されていた^⑧。

土地付与の結果を概略すると、一九〇九年までには、全道で三八五〇世帯に、九六五六町二七歩が割り渡されたという^⑨（一九〇九年以降については表4参照）。しかし、その内実は湿地、傾斜地など農業に不適な地の割り渡しがあつたり（これについては第1回改正の項で示す）、農業に対する不慣れから付与地を和人に開墾させ、賃貸料を得る場

表4 旧土人保護法に基づく付与地積等の推移

(単位：町、人／筆／戸)

年度	地 積	付与数
1910	約 6,923	5,368筆
1917	約 9,576.2072	3,850戸
1924	約 8,244.9809	
1932	8,778.4727	
1934	7,605.9416	2,714人
1941	8,433.5	3,070戸
1948	5,795.8836	
(注1)	3,477.8836	
1981	1,441.6(ha)	
1991	1,315.6	

〔河野本道氏作成〕

(注1) 1948年度地積より農地改革に基づく売却分を除いたもの。

(注2) 出典北海道編, 1911年, 『北海道旧土人』。同上, 1922年, 『旧土人に関する調査』。同上, 1926/1933/1936年, 『北海道土人状況』。同上, 1941/1933年, 「北海道資料」, 北海道アイヌ協会編, 1948, 『北の光』。なお, 1978年現在, 北海道では給与地総下付面積を9061haとしている。また, 表中の数値は換算方法や集計方法の差違により, 出典と異なることがある。

合もあったが、さらにその賃貸料を前借りしたことなどから、「殆んど所有権を譲渡したると同一の結果」となることもあったという〔3注(4)参照〕。

(2) 教育に関する条項

旧土法およびそれ以降に定められた関連法規によって進められたのは、アイヌと和人子弟との分離教育であり、それにもとない授業の時間割り、内容についても差が設けら

れた。

旧土法では第7条で「貧困ナル者ノ子弟」への授業料付与を定め、その財源を共有財産の収益から得るものとし、不足の際には国庫より支払うこととなった(第八条)。第九条では国庫の資金による小学校の設立を定めている。さらに関連法規として、より具体的な内容が、一九〇一年の「旧土人児童教育規定」(北海道庁令 第四三三号)や一九〇八年の「特別教育規定」(北海道庁令 第二二二号)などにおいて、定められた。アイヌ児童に対する特別規定としては男子の農業、女子の裁縫という実務内容を学習教科に組み入れたこと、就業年数の縮小(4年)、教授内容の規定(3年程度でよいとした)が定められ、他にも「旧土人学校」の設立が不可能な場合には和人とアイヌの児童を一部と二部に二分し、一部で和人の児童が授業を終えたのち、二部でアイヌの児童が履修するという規定などがあった。ただし、学習内容や就学年に関する規定は一九〇八年には廃止されている。学校は明治42年度で21校建設され、就学者は平均八九、七五%に達した⁹⁾。

(3) 生活の保護に関する条項

第五条で「自費治療スルコト能ハサル者」に対する療養費用、薬価の給付を定め、第六条で「自活スルコト能ハサ

ル者」には従来の規定を適用しつつさらに「救助」し、死亡時には埋葬料の付与を規定している。

(4) 共有財産の管理など

第一〇条では、アイヌの共有財産は道庁長官であり、共有財産の処分には、内務大臣の認可を経ることが規定されている。この条項もまた、(1)の勸業に関する条項における付与地の制限と同じく、財産の散逸を防止することを目的としている。共有財産は一九一一年の統計では約一〇、二四二円となり、土地面積は約七八町歩となった。ほかに第一一条では罰則が定められ、付則では施行日などが規定された。

註

(1) 榎森、一九八七年、前掲書、一三九頁。

(2) 地上権および永小作権は、前者が「植林および工作物所有を目的」とし、後者が「耕作または牧畜をなすことを目的」として「他人の土地を利用する物権」である(遠藤ほか編、一九八七年、『民法』(2)物権」第3版、有斐閣双書、二二四、二四二頁)。

(3) 留置権および先取特権は、「債権者は債務者の財産から優先弁済を受けることができる」とする「一定の要件が存在すれば、当事者の意思に基づかないで法律上「生ずる」担保物

史苑(第五五卷一号)

権である。特に前者は目的物の占有を要件とし、後者は財産動産、不動産から優先弁済を受けるとする(遠藤ほか編、一九八七年、『民法』(3)担保物権」第3版、有斐閣双書、一三、三二頁および『新法律学辞典』、一九九〇年、第3版、有斐閣、参照)。また、ドーズ法との関係から「留置権先取特権」が「地役権」とともに「英米法に由来する権利概念」であるとの指摘もある(富田、一九九〇年、前掲書、五頁)。

(4) 地役権とは「設定行為をもって定めた目的にわたって他人の土地を自己の土地の便益に供する権利」である(遠藤ほか編、一九八七年、前掲書『民法』(2)、『二五四頁)。

(5) 『アイヌ史』資料編3、九二頁。

(6) 同上、九五頁。土地の制限についてはドーズ法などが参考にされた可能性が指摘されている(富田、一九八九年、前掲書、および一九九〇年、前掲書)。

(7) 『アイヌ史』資料編3、九八頁。

(8) 同上、九四頁。

(9) 北海道庁、一九三四年、『北海道旧土人保護沿革史』、二二九頁。

(10) 河野本道、一九八一年、二三一〜二三二頁および二四四〜二四六頁参照。

(11) 河野常吉、『北海道旧土人』、一九二二年、河野本道編、一八八〇年『アイヌ資料集』第一巻、一般概況編所収、北海道出版企画センター二四頁。富田、一九九〇年、前掲書、六七頁。

(12) 従来の法規とは、明治9年開拓使札幌本庁内第一七六号達「開拓管内窮民規則」をさす。

北海道旧土人保護法の成立と変遷の概要（百瀬）

(13) 共有財産については、「土人保護法案」審議の時にも議題になったように、杜撰な管理のため、所在が分からなくなったり、使いこまれた形跡があるため、何らかの規定を必要とすると考えられていた（『アイヌ史』資料編3、一〇〇〜一〇二頁）。

(14) 河野常吉、一九一一年、前掲書、二七頁。

3 改正とその背景

旧土法が5回の改正を経て現在に至っていることは、冒頭ですでに記した。第一回の改正は一九一九（大正8）年、第2回の改正は一九三七（昭和12）年に行なわれ、第3回以降の改正は第二次世界大戦以降になされている。改正の背景および内容は各々異なるため、以下では各改正毎に背景、内容を中心に示す。

(1) 第1回改正

一九一九年の第1回改正案は同年2月の第41回帝國議會で審議され、第五条および第六条に「傷痕」が追加された。その改正理由は従来の条文では「疾病」の記述のみなので、それでは「不時の災害に依って、傷痕を受けたと云ふ事に付ての救療が出来ぬ」ためであり、さらにそれに加え、アイヌのための療養所を設けるためとされている。そ

の計画の背景には当時のアイヌの死亡率の高さ、特に結核の罹患率の高さがあった。療養所は、結核の他地域への蔓延を防ぐ上でも必要とされたのである。その結果、アイヌ診療のための病院は全部で四カ所設置され、後に、より現状に則した方策の必要性から、一九二三年に土人救療規定〔北海道庁令 第一〇三号〕が制定されることになり、既存の医院への囑託療養所が設けられた。このような療養所は全道で一三カ所にのぼった³⁾。

さてこの改正は形の上では「傷痕」の事項が第五・第六条につけ加えられただけの簡単なものだったが、議会で行なわれた審議においては、旧土法の持つ根本的な問題点がすでに浮上している。すでに2(1)で述べたが、とくに付与地については「(土地の) 売買こそ禁ずるけれども」、「土地の実益は他に取られてしまふ、他の手に渡って居ると云ふやうな状況」がすでに起きていることが指摘されている⁴⁾。すなわち旧土法成立時において、付与地の和人への関与を防止し、その散逸を防ぐために設けられた第二条を中心とする制限は、現実にはその役目を十分に果たさなかったのである。

このように旧土法のいわば眼目である、アイヌの自営農民化とそのため土地付与の結果は、旧土法施行以来、著しい成功をみることはないまま、旧土法は第2回の改正を

迎えることとなる。

(2) 第2回改正

旧土法成立39年後のこの改正の背景には、社会状況の變化、すなわちまず勸農策自体が当時の状況に合わなくなりつつあったことがある。例えば、一九二九(昭和4)年、一九三二(昭和7)年の2回にわたり「北海道旧土人保護に関する建議案」が帝国議会に提出されているが、その「建議案理由書」には、「実情より見れば保護達成の目的に添はさるの感あり」という指摘があるほか、「故に旧土人救済の意味に於いて生活の改善を期し智能啓発並經濟産業の保護奨励は勿論人口遞減の直接原因たる衛生施設を改善し政府は旧土人保護を達成せられむことを望む」とあり、旧土法の改正が勸農策からより広い範囲における勸業策への移行を促すようなものとなった。また、一九三二年から表面化した「第3次旭川アイヌ地問題」の解決策として、一九三四年における「旭川市旧土人保護地処分法」の制定〔法律第九号〕が、旧土法の改正とほぼ同じ時期に起こっている。注目されるのはこの問題に際して、一九三二年に「全道旧土人代表者會議宣言」がなされ、その中で旧土法の「徹底的改廃」が主張されていることである。さて、旧土法の第2回改正は一九三七(昭和12)年の第

史苑(第五五卷一号)

70回帝国議会において審議され、同年採択された。この改正では、第二条、第四条、第七条、第一〇条の変更および、第九条、第一条の削除、さらに保護地処分法第二条の改正が行なわれた。改正の内容上、勸農策から勸業策への転換——土地の制限事項の緩和をも含む——と、教育による同化策の推進が特徴となっている。まず第二条では、付与後没収を免れた土地の制限事項が、大幅に緩和されている。第二条第一項で、すでに相続以外の所有権移転がなされた土地については土地の譲渡を可能とした。さらに没収を免れた土地については第二、第三項が適用されなくなり、その代わり「譲渡又ハ物權ノ設定行為」に北海道庁長官の許可を必要とすることになった。制限緩和に伴う土地散逸の防止策として、新たに講じられたのが、この「道庁長官による許可」であるが、許可事項としては4点が想定されている。さらに第二条ノ二が補足され、地租、地方税、登録税の条件付き免除を規定した。

さらに勸業策への移行を示す第四条では、「貧困ナル者への農具、種子の給付」が「生業に要する器具、資料又は資金」へと変更された。

教育策の改正点は、第九条が全文削除され、「旧土人学校」が漸次廃校される方針とされたことである。「関連法規その他による教育策の変遷は、2(2)で述べた」。第七

条の「貧困なる者の子弟への授業料給付」は「必要なる学資」へと変更され、従来の尋常小学校のみを対象とした補助から、中等、高等教育へと対象範囲が広がられた。第七條にはさらに第七條ノ二および第七條ノ三が付け加えられたが、前者が住宅改良資金、後者が保護施設建設補助という内容になっている。

第一〇条では共有財産の処分の際に際して必要だった内務大臣の許可を廃止し、北海道庁長官による認可の必要のみに改正した。その理由はこの頃の共有財産が小額であったため、内務大臣の許可の必要性はなく、事務の繁雜化を防ぐ、というものである。第一一條で定められていた罰則も、実際にそぐわないということで削除された。

以上、改正点の概要を記した。すでに記したようにこの改正は、社会の変化とともに、さらに尖鋭化された旧土法における問題を、実情に則したものにすることを必要性からなされた。衆議院の審議において述べられた土地制限の緩和理由は、「近時教育の普及と旧土人の社会的同化に伴ひ、經濟上の知識も大に向上」し、「現在に於ては常にかくの如き厳格なる制限を設けて置くことは、其の必要がないのみならず、却て其の經濟的活動を阻礙する傾きも」あるので、「既に開墾を了へて没収せらるることのなくなった下付地に付ては、北海道庁官の許可があれば、讓渡または物

權の設定行為も行ひ得ることに」するといふものであった。¹⁰

こうして第2回の改正により、アイヌの自営農民化という旧土法制定における最も重視されていたはずの意図が、現状に合わないということによって覆されることになった。言い換えれば、旧土法は制定後40年足らずで、根本的な方針の転換をみたのである。その一方でこの制限緩和は、旧土法による土地の付与を受け、農耕を行なっていたアイヌに、付与地を手放す機会を増加させるということになった。¹¹

(3) 第3・4回改正

この改正は戦後まもない一九四六（昭和21）年および一九四七（昭和22）年になされ、第3回改正で第四・第五・第六條が削除され、第4回で第二條ノ二項が削除された。このころ最も問題視されていたのは、旧土法による付与地が農地改革の対象となるか否かというものであった。これに対し、（社）北海道アイヌ協会などによる陳情が行なわれ、北海道庁によって「適用除外申請」が提出されたが、一九四八年に農地改革が適用され、そのため全付与地面積の約26%が買収された。¹²

こうして農地改革に際しては、結果的に土地の制限事項はまったく効力をもたなかった。それにもかかわらず土地

の制限事項は改正内容からは除外されている。

第3回改正において第四条の「貧困ナル者」に対する「生業ニ要スル器具、資料又ハ資産」の支給が廃止され、第五条および第六条で「傷痍、疾病、不具、老衰、幼少」などの「自活スルコト能ハザル者」への「救助」が廃止された。また第四条の削除に基づき、第八条の記述が「第四条乃至前条」から「前三条」に変更されている。¹³⁾

第4回改正では第二条ノ二の削除にともない、条件付きで規定されていた地租、地方税、登録税などの免除が廃止された。

これらの改正の意図は、第3回の改正が「現行の各種援護法令を統合整備して、…あらたに生活保護法を制定する要」から、第4回の改正が「租税収入の確保」や「国民負担の公正を期し：特別法人税法等の一部を改正するとともに、地租、家屋税、営業税等の地方委譲を断行するため、地租法税等を廃止する必要」からなされた。¹⁴⁾そして実際に、それらの削除された条項に代って施行されたのが、一九四六年に成立した「生活保護法」および翌年に一部改正を受けた「特別法人税法」であった。¹⁵⁾

(4) 第5回改正

一九六四(昭和39)年、「簡素合理化を有する行政法令

史苑(第五五卷一号)

の施行状況に関する実態調査」をもとに、行政管理庁は厚生省に対して旧土法廃止を勧告し、一九六八年には北海道庁の見解を求めている。これに対し、道庁民生部が「時期尚早」と反対し、同年、旧土法の第5回改正がなされた。改正理由は「臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行なう等の必要がある」とされている。¹⁶⁾

この改正では、第2回改正で付け加えられた第七条の二項と三項が削除されたが、第58回国会衆議院内閣委員会で示された理由によると、「北海道旧土人の就学資金、それから不良住宅の改良資金の支給」は「背後事情」が変化しており、「この法律によらなくても、その後つくられまして生活保護法等の保護措置が十分にできますので、この部分を廃止する」とされており、生活保護法との関連が明確に述べられている。¹⁷⁾

こうして第二次世界大戦以降は、新しい法律が適用されることによって、旧土法は他の法律との該当箇所が削除され、いわゆる「死法化」されることになった。一九七〇年には、北海道全道市長会において旧土法の廃止決議が行なわれたが、それに対し(社)北海道ウタリ協会総会で廃止反対が決議された。

これらの改正を経た結果、現行法として残った条項は、第一条の土地付与、第二条の付与地に対する制限および第三条の没収事項、第七条の「保護のための施設」設置およびその補助と、第八条の費用に関する条項、さらに第一〇条の共有財産の管理事項を残すだけとなった。第一条による土地の付与は戦後行なわれていないため、第三条も実行されておらず、土地の制限事項に関する条項、すなわち「譲渡又ハ物権ノ設定行為ハ北海道庁長官ノ許可」を必要とする点のみが実効力を持ち続けている。第七条における施設設置に関しては、一九八〇年代以降は市町村立の「生活館」が各地に設置されているが、これは後述する地域振興策との関連が大きい。

以上、旧土法の改正内容を中心に記したが、第二次世界大戦前後では、改正の目的や背景は全く異なることがわかる。旧土法はアイヌの自営農民化をその第一の目的として制定されたにもかかわらず、第2次改正によって勸農策が勸業策へと変更され、戦後はさらに他の法律との兼ね合いによって条項が削除され、法の実効性が減少した。このように改正の過程をみると、旧土法の改正の契機が社会状況の変化に伴うものであったとしても、法そのものの意図は非常に一貫性に乏しくなってしまうと判断せざるを得ないであろう。

註

- (1) 第五条「北海道旧土人ニシテ疾病ニ罹リ…」が「北海道旧土人ニシテ傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ…」に変更され、第六条「北海道旧土人ニシテ疾病、不具、老衰又ハ…」が「北海道旧土人ニシテ傷痍、疾病、不具、老衰又ハ…」へ改正文（大正8年3月25日 法律第六号）によって変更された。
 - (2) 『アイヌ史』資料編3、二八三頁および二九七頁。
 - (3) 北海道庁、一九三四年、前掲書、二三五頁。
 - (4) 『アイヌ史』資料編3、二八九頁。また、審議においては現行法の不徹底が指摘されている。勸農策の失敗に関しては行政資料では以下のような説明がなされている。「漁猟の生活が続けてきた彼等は、容易に農工に親しむ能はず、供与地開墾は歟下条件を付して和人に貸付し、和人の手によって開墾された。其の後も引続き、僅少の賃率を以て長期に亘る賃貸借契約を締結し、而も其の賃貸料を当初に於て先取——前借——する為、其の結果に於ては殆んど所有権を譲渡したると同一の結果となった」（北海道庁、一九三四年、前掲書、二二〇頁）。
 - (5) 「北海道旧土人保護に関する建議案」は、一九二九年第56回帝國議會、および一九三二年第59回帝國議會の2度にわたり提出され、可決されている。その際の「北海道旧土人保護に関する建議案理由書」はほぼ同文のものが提示されている。
 - (6) 『アイヌ史』資料編3、三〇三頁および三一—三二二頁。
- (6) 当時北海道庁社会課の職員で、「旭川旧土人給与地処分法」および第2回の旧土法改正に直接携わった喜多章明によれば、

「従来の勸農一辺倒の助成政策より、一般に文化経済的助成を重点施策」に変更した旧土法の大綱は、明治8年にまとめられたという。(喜多章明、一八八七年、『アイヌ沿革史——北海道旧土人保護報をめぐって』、北海道出版企画センター、二〇三頁)。

- (7) 『全道旧土人代表者会議宣言』(河野編、一九八一年、前掲書、五〇八〜五〇九頁) がなされた背景には「第3次旭川アイヌ地問題」があり(旭川市史編集委員会、一九五九年、『旭川市史』第1巻、二二二〜二二六頁)、旧土法改正にも影響を及ぼしているが、本稿では省略する。なお、昭和9年には「旭川市旧土人保護地処分法」が第65回帝國議會で可決された(『アイヌ史』資料編3、三二六〜四三四頁)。なお「旭川の特例的な点」は、旧土法とは「別の規定があてがわれた」ところにあるという指摘がある(河野、一八八六年、前掲書、九〇頁)。

- (8) 『アイヌ史』資料編3、四五四頁〜四五五頁。

- (9) 許可事項として、①他府県、他市町村への転住、②農業以外の職業への転職、③兄弟姉妹などを含めた親族への譲渡、④付与地の「経済的利用」が「当人の為に適當」と認められる場合の4項目が示された(同上書、五一二頁)。改正案が作られた当初は許可事項は3項目であったと思われる、④を除く3項目が「北海道旧土人保護法改正に関する北海道庁資料」(河野編、一九八一年、前掲書、三〇四頁)などに記されている。

- (10) 『アイヌ史』資料編3、四五四頁。

- (11) 旧土法によって農民化したアイヌは一九一六(大正5)年

史苑(第五五卷一号)

には全アイヌ世帯の60%を越えており、農耕授産という観点から見れば一定の「成果」が収められていた、ということになる(海保、一九九〇年、前掲書、三五頁)。

- (12) ウタリ問題懇話会、一九八八年、前掲書、一二頁。ただし付与地を実質的に手離し小作人化していたアイヌの中には、農地改革で新たに土地を得た者もいることから、農地改革のアイヌに対する影響に関する評価は、今後の課題となろう
- (13) 同上書では「第三条」が八条の対象とされたことになっているが(九頁)、これは誤りか誤植であろう。第八条の「前三条」とは、第七条の第一〜第三項を指す。
- (14) 一九四六年、「北海道旧土人保護法理由」および一九四七年「北海道旧土人保護法理由」。
- (15) 河野、一九八七年、前掲書、一八頁。
- (16) 『アイヌ史』3、五四七頁。
- (17) 同上書、五五三頁。

4 結論

成立当初の北海道旧土人保護法は、勸農策および教育による同化策を柱とする。勸農・同化を基礎に据えたアイヌ保護策は、すでに旧土法以前の三県一府時代期に「旧土人救済方法」としてとられている。この「救済方法」は内地からの移民の増加に従い、困窮化したアイヌを飢餓、「絶滅」から救済しようとする「保護」に加え、アイヌを自営

「農民化することによって開拓の一翼を担わせるという意図を含んでいた。そして教育は農耕に必要とされる「勤勉さ」を身に付け、「一般人民ト開化ノ度ヲ同フスル」手段として必要とされたのである。しかしながらこの「救済方法」は、行政機関の変更によって遂行されるに至らなかった。

その理由は、高倉がすでに指摘しているように、アイヌが少数化し、かつ「従来のように北海道の経済の上に重大な意味を持たなかった」ためであり、さらにその後の旧土法制定に至る問題も、「こうした不徹底な政策から生れ出たものであった」。そして、「不徹底」な対アイヌ政策は、その後も旧土法の成立・改正を通じて、継承されたようである。

一八九九年に成立した旧土法でとられた勸農策は、「授産方法としては当時最も妥当と考えられていた農業によって生活を確立維持させよう」という、すなわち「物質的」な同化政策であり、一方で教育によって果たされるのは「精神的」な同化と考えられていた。そのようなアイヌの自営農民化と教育制度の整備が行なわれた理由について、「同じく帝国臣民たる者（アイヌ——筆者補筆）がかくの如き困難に陥っている状態が、「一視同仁の聖旨に副はない」とみなされたためである、とする論証の方法は、日本の植民地政策の特質を考察する上で、見逃し難い問題点

となるであろう。また、旧土法制定とほぼ同時代に、不平等条約の撤廃、植民地経営の開始というような状況があったことは、旧土法の制定が、対外的な国家制度の整備という側面を持っていたことを想起させる。

旧土法がアイヌの「同化政策」を担う役割を果たしてきたことについては、様々な批判がある。「勸農策」についても、開墾予定地に対してのみ土地を付与したという事實は、河野の指摘にあるように、「給与地にアイヌが封じ込まれ」、「居住地と職業が制限された」ということの問題であった。なお、旧土法の土地付与内容と、他の土地制度との比較検討については、本稿では簡単に触れたのみであるが、旧土法の手続き上の問題をはじめとして、積極的な「保護」策であったとは決して言えないような部分があり、この点については検討を要するであろう。

例えばこの勸農策は、行政によって適切に履行されなかった場合も多く認められる。一九三七年の行政資料に、「第一条ニ依リ付与スベキ土地ハ本来農耕適地ナルヲ要スベキモ本道ノ実情ニ於テ到底之ヲ望ム能ハズ、故ニ既ニ給与セル土地ニ付テ見ルモ丘陵或ハ泥炭地等ノ為事実上開墾不能ノ部分多分ヲ占ム」と、明確に示されているように、付与地が、農地に適さず、期限内での開墾が不可能であるため、没収されてしまうということもあった。さらに旭川の「ア

イヌ地問題」のように、既に付与した土地に対して、土地投機をめぐる官民一体のイヌ地移転運動が起こる、といった例を見ると、イヌの自営農民化を勧めようという行政側の意思がどれほどのものであったかということについて、疑問視せざるを得ない。加えて3(1)で記したように、第二条ほかの物権を中心とした土地制限の条項が、その役目を十分に果たすことがなかったことは、旧土法の評価そのものの問題となるであろう。

教育に関してみると、イヌと和人の分離教育策は比較的早く変更された。和人の児童と分離し、学習内容、時間割りなどを規定した上での、「忠君、愛国」思想をはじめとする同化教育について、その差別性が指摘されている。第2回の改正の時点において、教育に関する条項で学資援助以外は削除されているところから、「旧土人学校」はこの時点で、現状に則さないものとなっていたと考えられる。

このように内容上、施行上の問題点を抱えたまま、旧土法は成立後40年を経ずして、抜本的な改正が行なわれた。教育については簡単に言及したが、この第2回改正では、イヌの同化の進行や社会生活の変化により、現状に則さないという理由から「勸農策」そのものが、「勸業策」へと変更されたのであった。当時の付与地の実態に関しては

様々な議論があるが、この改正による付与地の制限事項の緩和の影響がどのようなものであったかを知ることが、今後の課題の一つである。

第二次世界大戦以降、旧土法は新しい法律の成立によって関連条項が削除され、その効力を失っていった。特に付与地への農地改革の適用は、保護法のありかたそのものが否定されたことを意味する。このように旧土法の成立・改正を通じてみると、そこには一貫した方策というものはないことがわかる。イヌの自営農民化という意図でさえ、特に施行の上では、積極的に完遂しようとしたとは言いがたい。このことはやはり高倉が指摘しているように、「最早政策上」は「異民族と考えられることなく、ただ資本主義の荒廃によって没落した農山漁村の無産者と同様に扱われ」ていた点に、その一貫性の無さの理由の一つがあるのではないだろうか。行政によって「旧土人」の枠内にイヌを編入し、「保護」の名目の下に居住地・職業を制限したという、こうした「分離」の目的が、究極的にはイヌという集団を同化させ、解消することにあつたということとの矛盾から生じた歪みは、決して過去の話ではなく、現在もなお存続している問題である。

註

- (1) 阿部正己編、一九八三年、前掲書、一一頁。
- (2) 高倉新一郎、前掲書、四六七頁。
- (3) 同上書、五四八頁。
- (4) 同上書、五五〇頁。
- (5) 河野、一九八六年、八一頁。
- (6) 「北海道旧土人保護法改正に関する北海道庁資料」（明治12年）（河野編、一九八一年、前掲書、二八九〜三〇九頁）のうち、「北海道旧土人保護法ノ改正要点及び其ノ理由」中の第三条、「一、給与地没収条件中尙『開墾セザル』トアルヲ『農業ノ目的ニ使用セザル』ニ改ム」（同上書、二九三頁）による。
- (7) 第2次改正時には、アイヌ児童のみが通学する「旧土人学校」は、実際には1校しかなかった（喜多、前掲書、八四頁）。
- (8) 高倉、前掲書、五五〇頁。

おわりに

繰り返し述べてきたことではあるが、旧土法は過去の「アイヌ政策」における遺物ではない。現行法として一部ではあるが、実効力を持っており、それに伴って今日でも問題が起きている¹⁾。なおここでは最後に第5回改正以降の旧土法をめぐる動きを紹介し、現時点での概況を確認しておきたい。

第5回改正と同年、行政管理庁が旧土法の廃止を、北海道庁に打診したことは既に述べた。その背景には「同和対策特別措置法」（以下便宜上、「同対法」と略記）をアイヌにも適用するという意図があったと考えられる。翌一九六九年、（社）北海道ウタリ協会に同対法の準用に関する打診があったが、北海道知事・ウタリ協会はこれを拒否している。しかしそれ以降の国のアイヌに対する施策は、同対法による施策と類似する形で行なわれている。それが第1次（一九七四〜一九八〇年）、第2次（一九八一〜一九八七年）、第3次（一九八八〜一九九四年）の「ウタリ福祉対策」である。

第1次ウタリ福祉対策に関しては次のような経緯が説明されている。すなわち、北海道庁はアイヌの「社会的・経済的」状況に対して、「総合的な対策の必要性」を求める「訴えをもとに、一九七二年に『ウタリ生活実態調査』を实地した結果、低所得階層が多く、一般に比べて生活水準にかなりの格差がみられるばかりでなく、住宅、道路、上下水道などの生活環境の整備の遅れ、さらには教育水準の低さなどが明らかとなり、一般との格差是正を図るため」²⁾策定した。このような地域振興策の形を取る福祉対策は、一九八八年までに三百八十二億円が国から支出されたが、その事業費の50%近くが「農業基盤整備や道路建設、生活

館などへの投資」で占められており、アイヌの福祉対策の役目を果たしていないという意見も提出されている。^③

このような国の施策の一方で、旧土法の存廃論が提出されている。これらの概観を示すと、存続論は主に(社)北海道ウタリ協会を中心に一九八二年から主張されるようになり、冒頭で記したような「アイヌ民族に関する新法」の制定を国に対して要求している。これに対して、一九八九年には「アイヌ新法問題検討委員会」が内閣内政審議室を中心に、設置されている。廃止論については、一九七〇年の北海道全道市長会総会や旭川人権擁護委員会連合会において、旧土法の廃止に関する提案がなされ、その後も旭川アイヌ協議会によって(社)北海道ウタリ協会とは逆の動向が示されている。^④

以上、現在の旧土法をめぐる状況の概略を記した。旧土法をめぐる議論は、今日ようやく行政・アイヌ双方の議論になりつつある。本稿においては旧土法の成立と変遷の概略を行政の面について記述するに止まったが、近代から現代にいたるアイヌの歴史や、「アイヌ」といわれる集団の、特質をさぐるための作業が今後必要とされるであろう。^⑤

註

(1) 「土地売却に許可がある」、北海道新聞社会部編、一九九一

史苑(第五五卷一号)

年、「銀のしずくーアイヌ民族は、いま」、北海道新聞社、一四五〜一四七頁所収。

(2) (社)北海道ウタリ協会編、一九八八年、前掲書、一三頁。

(3) 北海道新聞社、前掲書、一七一頁。なお、一九九〇年度の国・道の「ウタリ福祉対策」予算は、一七億三千万円であった(同上書、一七〇頁)。

(4) 特に新法の適用対象となる「アイヌ」とはどのような範囲をさすのか、という問題が、国・廃止論に立つ団体などから表明されている。特に後者は、新たな「身分」を創設するものになるのではないか、という危惧によるものである。

(5) 本稿をなすにあたり、荒野泰典先生、富田虎男先生、小西正捷先生、河野本道先生の各先生には、ご教示・ご指導を頂いた。この場を借りてお礼を申し上げます。

(立教大学地理学専攻後期課程)

年表(1) 北海道旧土人保護法関係略年表(1883~1980)

1883 (明治16)	5.根室県より旧土人救済方法が発せられた。		
1885 (明治18)	12.22 札幌県が旧土人救済方法の実施を政府から許可された。		
1893 (明治26)	北海道土人保護法案が第5回帝國議会で提出されたが廃案となった。	1969 (昭和44)	北海道庁民生部は時期尚早として反対した。6.10北海道旧土人保護法、第5回改正。 (社)北海道ウタリ協会に対して秋田大介代議士を通じ、同和対策事業特別措置法の立法化に伴い、これをウタリにも準用するよう定めた旨の申入れがあったが、同協会としては返答を保留した。しかしその後、町村金五北海道知事より、同和問題とウタリ問題は本質的に異なるものであるから、同和対策事業特別措置法の付則に「ウタリ」の規定を設けることは適当ではなく、ウタリ問題については、北海道としての特色ある施策を講ずる必要があるという見解を得、(社)北海道ウタリ協会としては、秋田代議士を通じての申入れについて受入れを断念することにし、その旨を秋田代議士に伝えた。
1895 (明治28)	北海道土人保護法案が第8回帝國議会で提出されたが廃案となった。		
1899 (明治32)	3.2 北海道旧土人保護法が公布された。4.1 同法施行。		
1901 (明治34)	3.31旧土人児童教育規定成立(和人児童との区別、アイヌ児童の授業内容の簡易化など)。		
1916 (大正5)	12.24 旧土人児童教育規定成立(就業年限短縮、就学年齢の引上げなど)。		
1919 (大正8)	北海道旧土人保護法、第1回改正。	1970 (昭和45)	北海道の全道市長会総会において五十嵐広三旭川市長による、北海道旧土人保護法の廃止に向けた提案が、採択された。6.17(社)北海道ウタリ協会の定例総会において、北海道旧土人保護法に関する要望決議文が採択され同法廃止への姿勢が明らかにされた。
1922 (大正11)	十勝旭明社発足(北海道アイヌ協会の母体となった)。		
1923 (大正12)	6.28土人救済規定、土人保護委員設置規定成立。9.土人救済規定成立。		
1926 (大正15)	10. 旭川で解平社発足(1932年「全道旧土人代表者会議宣言」を行なった)。		
1930 (昭和5)	7.18北海道庁の主唱により北海道アイヌ協会が発足した。	1972 (昭和47)	北海道によって北海道ウタリ実態調査が行なわれた11.17旭川アイヌ協議会が発足した。
1934 (昭和9)	3.23旭川市旧土人保護地処分法が公布された(1937年改正)。		
1937 (昭和12)	3.31北海道旧土人保護法、第2回改正。	1973 (昭和48)	1.21 全国アイヌを語る会開催 3.5 第68回国会でアイヌに対する基本政策の確立や審議会の設置が議論された。
1946 (昭和21)	2.24 (社)北海道アイヌ協会設立。9.9 北海道旧土人保護法、第3回改正。		
1947 (昭和22)	3.31北海道旧土人保護法、第4回改正。	1974 (昭和49)	~1980(昭和55)第1次北海道ウタリ福祉対策7か年計画。
1960 (昭和35)	4.10 (社)北海道アイヌ協会再建総会が開催された。	1978 (昭和53)	4.(社)北海道ウタリ協会の定例総会において、北海道旧土人保護法の存廃問題や、北方領土問題などを検討するための特別委員会を設置することが決議された。
1961 (昭和36)	4.13 (社)北海道アイヌ協会の名称が(社)北海道ウタリ協会に変更された。		
1964 (昭和39)	行政管理庁が北海道旧土人保護法の廃止を勧告した。	1979 (昭和54)	北海道によって北海道ウタリ生活実態調査が行なわれた。
1968 (昭和43)	行政管理庁が北海道旧土人保護法廃止の方針を示して、北海道としての見解を求めたのに対し		

北海道旧土人保護法の成立と変遷の概要(百瀬)

年表(2) 北海道旧土人保護法関係略年表(1981~1994)

史苑(第五五卷一号)

1981 (昭和56)	(社)北海道ウタリ協会の会員の中から、第1次北海道ウタリ対策が、事業内容について同和対策の場合と類似したものであるにもかかわらず、同和対策と比べて大きな格差があるとして不満の意が表されるようになった。~1987(昭和61)第2次北海道ウタリ福祉対策7か年計画	1987 (昭和62)	催された。 3.ウタリ問題懇話会が、「今後のウタリ福祉対策について」の報告を提出した。7.~9.17登別市・小樽市など北海道内4都市で、「アイヌ民族の新法制定を考える集い」が開催された。
1982 (昭和57)	5.23(社)北海道ウタリ協会の定例総会において、北方領土問題に対し、先住民族としての全ての権利を留保すること、北海道旧土人保護法の廃止および新法制定を要求することが決議された。	1988 (昭和63)	3.22ウタリ問題懇話会が横路孝弘知事に「アイヌ民族に関する新法問題について」の答申を提出した。5.8(社)北海道ウタリ協会の定例総会において、ウタリ問題懇話会の答申に沿って新法制定運動を進める必要があることが確認された。5.21(社)北海道ウタリ協会が北海道知事、北海道議会各会派代表に同答申に沿った新法実現を目指すように陳情した。7.28北海道議会第2回定例議会において「アイヌ民族に関する新法問題について」の採択がなされた。
1983 (昭和58)	5.22(社)北海道ウタリ協会の定例総会において「政府、道が全千島における先住者であるアイヌ民族の地位を再確認し、本道でも先住者がアイヌであったことを明確にすべきである」ということが確認された。		8.10~11(社)北海道ウタリ協会がウタリ問題懇話会の報告の趣旨に沿った新法制定実現を求めて国に陳情した。~1994(平成6)第3次北海道ウタリ福祉対策7か年計画。
1984 (昭和59)	5.27(社)北海道ウタリ協会の定例総会において、「アイヌ民族に関する法律」案が承認された。7.12(社)北海道ウタリ協会が、北海道知事および北海道議会議長にアイヌ民族に関する法律(案)実現のための陳情を行なった。12.6北海道知事の諮問機関として設けられたウタリ問題懇話会第1回会合が開催された。	1989 (平成1)	12.4北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議のもとに、「アイヌ民族に関する新法問題」を検討するため、内閣内政審議室を中心として10省庁からなる「アイヌ新法問題検討委員会」が設置された。
1985 (昭和60)	5.17ウタリ問題懇話会の新法問題分科会第1回会合が開かれ、アイヌ民族に関する法律(案)が検討された。	1991 (平成3)	11.14北海道立ウタリ総合センターが設置された。
1986 (昭和61)	北海道によって北海道ウタリ生活実態調査が行なわれた。 11.第107回国会に、「北海道旧土人保護法及び旭川旧土人護保地処分法の一部を改正する律法案」が提出されたが、非採択となった。本案は同法の名称を「旧土人」から「ウタリ」に変更するというものであったが、これに対し(社)北海道ウタリ協会は反対を表明した。11.~1987(昭和62)3札幌市・旭川市など北海道内8都市で「アイヌ民族の新法を考える夕べ」が開	1992 (平成4)	6.26アイヌ新法問題検討委員会において、(社)北海道ウタリ協会が、「アイヌ新法(案)」に関する意見を述べた。10.27アイヌ新法問題検討委員会から予め出されていた質問に対して(社)北海道ウタリ協会が回答した(内容は非公開である)。
		1993 (平成5)	北海道によって北海道ウタリ生活実態調査が行なわれた。
		1994 (平成6)	3.31(社)北海道ウタリ協会が『アコ。イタ。・アイヌ語テキスト』1を発行した。6.1北海道アイヌ民族文化研究センターが設置された。

(注) 河野本道、1994年、「人権問題に関する合同研究」発表資料(関西大学人権問題研究室主催)を修正し、一部加筆した。

北海道旧土人保護法の成立と変遷の概要 (百瀬)

資料2

北海道旧土人保護法

(公布 明治三二年三月二日 法律第二十七号)

- 第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付二万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得
- 第二条 前条ニ依リ下付シタル土地ノ所有権ハ左ノ制限ニ従フヘキモノトス
- 一、相統ニ因ルノ外譲渡スルコトヲ得ス
- 二、質権抵当権地上権又ハ永小作権ヲ設定スルコトヲ得ス
- 三、北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役権ヲ設定スルコトヲ得ス
- 四、留置権先取特権ノ目的トナルコトナシ
- 前条ニ依リ下付シタル土地ハ下付ノ年ヨリ起算シテ三十箇年ノ後ニ非サレハ地租及地方税ヲ課セス又登録税ヲ徴収セス旧土人ニ於テ従前ヨリ所有シタル土地ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ相統ニ因ルノ外之ヲ譲渡シ又ハ第一項第二及第三ニ掲ケタル物件ヲ設定スルコトヲ得ス
- 第三条 第一条ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ十五箇年ヲ経ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ没収ス
- 第四条 北海道旧土人ニシテ貧困ナル者ニハ農具及種子ヲ給スルコトヲ得
- 第五条 北海道旧土人ニシテ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ハ之ヲ救療シ又ハ之ニ薬価ヲ給スルコトヲ得
- 第六条 北海道旧土人ニシテ疾病、不具、老衰又ハ幼少ノ為自活スルコト能ハサル者ハ従来ノ成規ニ依リ救助スルノ外仍之ヲ救助シ救助中死亡シタルトキハ埋葬料ヲ給スルコトヲ得
- 第七条 北海道旧土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就学スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得
- 第八条 第四条乃至第七条ニ要スル費用ハ北海道旧土人共有財産ノ収益ヲ以テ之ヲ充ツ若シ不足アルトキハ国庫ヨリ之ヲ支出ス
- 第九条 北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得
- 第十条 北海道庁長官ハ北海道旧土人共有財産ヲ管理スルコトヲ得
- 北海道庁長官ハ内務大臣ノ認可ヲ経テ共有者ノ利益ノ為ニ共有財産ノ処分ヲ為シ又必要ト認ムルトキハ其ノ分割ヲ拒ムコトヲ得
- 北海道庁長官ノ管理スル共有財産ハ北海道庁長官之ヲ指定ス
- 第十一条 北海道庁長官ハ北海道旧土人保護ニ関シテ警察令ヲ発シ之ニ二円以上二十五円以下ノ罰金若ハ十一日以上二十五日以下ノ禁固ノ罰則ヲ付スルコトヲ得

付則

- 第十二条 此ノ法律ハ明治三二年四月一日ヨリ施行ス
- 第十三条 此ノ法律ノ施行ニ関スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム